



三重県公報

令和3年4月23日 (金)

第 202 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
100	三重県歯科技工士修学資金貸与規則の一部を改正する規則	(健康推進課)	2
101	三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水産振興課)	4
告 示			
274	三重県歯科技工士法施行細則の一部を改正する告示	(健康推進課)	8
275	予防のための子どもの死亡検証(CDR)調査の実施	(子育て支援課)	8
276	地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金の徴収事務の委託	(水産振興課)	9
277	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	9
278	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	10
279	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(教育委員会)	10
公 安 委 告 示			
42	警備員指導教育責任者講習の実施	(公安委員会)	10
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課)	13
	土地改良区の役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	13
	同件	(同)	13
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	13
	同件	(同)	14
	同件	(同)	14
	同件	(同)	14
	同件	(同)	14
	基本測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	14
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	14
	同件	(同)	14
	同件	(同)	15
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	15
	同件	(同)	15
	同件	(同)	15
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	15
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(水産資源管理課)	16
お 知 ら せ			
	理容師法の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法の規定による管理美容師資格認定講習会の指定	(食品安全課)	19

規 則

三重県歯科技工士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年四月二十三日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第百号

三重県歯科技工士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

三重県歯科技工士修学資金貸与規則（平成二十一年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊟」、「平成」及び「国」を削る。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

印紙税法に
より印紙を
貼付する。

借 用 証 書

借用金額			万	千	百	十	円

年 月から
齒科技工士修学資金 箇月分
年 月まで

上記借用しました。

年 月 日

修学生番号 ()

住 所

氏 名

三重県知事 宛て

第三号様式から第五号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の歯科技工士修学資金貸与規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の歯科技工士修学資金貸与規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年四月二十三日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第百二号

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年三重県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付け限度額及び償還期間等)</p>	<p>(沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付け限度額及び償還期間等)</p>
<p>第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類、貸し付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表のとおりとする。なお、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者においては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和四年三月三十一日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。</p>	<p>第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類、貸し付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表のとおりとする。なお、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町長その他相当な機関から受けた者においては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和三年三月三十一日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。</p>
<p>(貸付けの決定)</p>	<p>(貸付けの決定)</p>
<p>第七条 知事は、前条第一項の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、貸付けの適否を決定し、その旨を、当該申請者に通知するとともに、事務再委託機関、市町等及び東日本信用漁業</p>	<p>第七条 知事は、前条第一項の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、貸付けの適否を決定し、その旨を、当該申請者に通知するとともに、事務再委託機関、市町等及び三重県信用漁業</p>

<p>協同組合連合会三重支店に連絡するものとする。 (借用証書)</p>	<p>協同組合連合会に連絡するものとする。 (借用証書)</p>
<p>第八条 (略)</p>	<p>第八条 (略)</p>
<p>2 次の各号に掲げる者が前項の借用証書を知事に提出する場合には、当該各号に定める機関を経由しなければならない。</p>	<p>2 次の各号に掲げる者が前項の借用証書を知事に提出する場合には、当該各号に定める機関を経由しなければならない。</p>
<p>一 (略)</p>	<p>一 (略)</p>
<p>二 前号に該当しない者 東日本信用漁業協同組合連合会三重支店</p>	<p>二 前号に該当しない者 三重県信用漁業協同組合連合会</p>
<p>3 事務再委託機関は、第一項の借用証書を受理した場合には、速やかに当該借用証書を東日本信用漁業協同組合連合会三重支店に送付しなければならない。</p>	<p>3 事務再委託機関は、第一項の借用証書を受理した場合には、速やかに当該借用証書を三重県信用漁業協同組合連合会に送付しなければならない。</p>
<p>4 東日本信用漁業協同組合連合会三重支店は、第一項の借用証書を受理した場合には、速やかに当該借用証書を知事に送付しなければならない。 (事業完了報告書等)</p>	<p>4 三重県信用漁業協同組合連合会は、第一項の借用証書を受理した場合には、速やかに当該借用証書を知事に送付しなければならない。 (事業完了報告書等)</p>
<p>第九条 (略)</p>	<p>第九条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前項の場合において、貸付けを受けた者が法人格のない団体であるときは、事業完了報告書に個人別内訳を添えるものとする。</p>	<p>3 前項の場合において、貸付けを受けた者が法人格のない団体であるときは、事業完了報告書に各個人の確認印を押印した個人別内訳を添えなければならない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>(支払猶予の決定)</p>	<p>(支払猶予の決定)</p>
<p>第十一条 知事は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、支払猶予の適否を決定し、その旨を当該申請者に通知するとともに、事務再委託機関及び東日本信用漁業協同組合連合会三重支店に連絡するものとする。</p>	<p>第十一条 知事は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、支払猶予の適否を決定し、その旨を当該申請者に通知するとともに、事務再委託機関及び三重県信用漁業協同組合連合会に連絡するものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(事務の委託)</p>	<p>(事務の委託)</p>
<p>第十二条 県は、貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を東日本信用漁業協同組合連合会三重支店に委託するものとする。</p>	<p>第十二条 県は、貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を三重県信用漁業協同組合連合会に委託するものとする。</p>
<p>2 東日本信用漁業協同組合連合会三重支店は、前項の規定により委託をうけた、事務の一部を自己の責任において、水産業協同組合法(昭和三十二年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合に再委託することができる。</p>	<p>2 三重県信用漁業協同組合連合会は、前項の規定により委託をうけた、事務の一部を自己の責任において、水産業協同組合法(昭和三十二年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合に再委託することができる。</p>

第一号様式中「川崎県営 ぎん」を「川崎県営 ぎん」に改め、「㊟」を削る。

第三号様式を次のように改める。

第 3 号様式（第 8 条関係）

貸付決定	年	月	日
受理番号	—	—	—
受理	年	月	日
受理	年	月	日
受理	年	月	日

収入印紙
はり付欄

沿岸漁業改善資金借用証書

資金種類		住所	
借受者の氏名又は名称		第 1 回	
借入金額	千円	第 2 回	
償還期限	限	第 3 回	
年 月 日	日	第 4 回	
		第 5 回	
		第 6 回	
		第 7 回	
		第 8 回	
		第 9 回	
		第 10 回	
		第 11 回	
		第 12 回	

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金の借入をいたしました。ついでには三重県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面沿岸漁業改善資金借用証書の特約条項を遵守し、借受者の連帯保証人として債務の責任を負います。

善資金借用証書の特約条項は、三重県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面沿岸漁業改善資金借用証書の特約条項を遵守し、借受者の連帯保証人として債務の責任を負います。

三重県知事 宛て

住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者名)

上記資金の借受けにつき、次の者は、三重県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面沿岸漁業改善資金借用証書の特約条項の上、借受者の連帯保証人として債務の責任を負います。	氏名	住所
氏	印	住

三重県沿岸漁業改善資金の種類欄には、「経営貸付規則別表に掲げる種類を記載する」と、「養成分成確保資金の別及びそれぞれの資金について

(裏)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、三重県(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- 1 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- 2 乙がこの資金借入に際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- 3 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があつたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があつたとき。
- 4 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入つたとき。
- 5 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- 6 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- 7 この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収容されたとき。
- 8 乙が三重県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- 9 その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたととき。

(報告)

第2条 乙は、事業完了後20日以内に甲に対し事業完了報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業完了報告書に個人別内訳を添付するものとする。

- 2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(弁済の充当)

第3条 乙及び連帯保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第4条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

- 2 乙は沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 連帯保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と連帯保証人間の契約のいかににかかわらずこれの履行の責任を負う。

(保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずるものとする。

- 2 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり適当と認めるときは、これに応ずるものとする。

(担保)

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となつた場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、若しくは賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

- 2 乙は、担保として提供した資産の価格が滅失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条 乙は、甲が担保の追加又は変更を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずるものとする。

- 2 甲は担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応ずるものとする。

第四号様式及び第五号様式中「三重県沿岸漁業 あり」を「三重県沿岸漁業 あり」に改め、「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定する様式により提出されている申請書等は、改正後の三重県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定する様式により提出された申請書等とみなす。

告 示

三重県告示第二百七十四号

三重県歯科技工士法施行細則の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和三年四月二十三日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県歯科技工士法施行細則の一部を改正する告示

三重県歯科技工士法施行細則（昭和二十一年三重県告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。
第一号様式から第五号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の歯科技工士法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届出書は、改正後の歯科技工士法施行細則の規定に基づいて提出された届出書とみなす。
- 3 この告示の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県告示第 275 号

予防のための子どもの死亡検証（CDR:Child Death Review）体制整備モデル事業の実施に係る調査を次のとおり行います。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

予防のための子どもの死亡検証（CDR）とは、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家が様々な情報を収集し、検証を行うことにより、効果的な予防策を検討して予防可能な子どもの死亡を減らすというものである。現在、国において、今後の制度化に向けた検討を行うためのモデル事業を令和2年度より実施しており、三重県においても事業に取り組んでいるところである。

本調査は、CDR体制整備モデル事業を行うにあたり、死亡した子どもの既往歴、生育歴、家族歴等を把握することで、小児死亡症例の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の期間

令和3年4月26日から令和4年3月31日まで

3 調査対象者

令和3年1月1日から令和4年3月31日の間に死亡した18歳未満の者等

4 調査の方法

郵送等

5 調査の主な内容

- (1) 死亡の原因、医学的背景、生育歴、死亡に至った状況等について
- (2) 剖検結果、生活環境、子どもの属性等について

三重県告示第 276 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県沿岸漁業改善資金貸付金に係る償還金の徴収事務を次のとおり委託しました。

なお、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定による貸付金に係る償還金の徴収事務の委託（令和 2 年三重県告示第 268 号）は廃止します。

令和 3 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

三重県津市広明町 323 番地 1
東日本信用漁業協同組合連合会三重支店

2 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 277 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一志美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市一志町波瀬字寺谷 7734 番 1 地先から 津市一志町波瀬字須氏 7737 番 1 地先まで	旧	4.1~12.9	126.0
	新	9.6~25.0	126.0

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上浜高茶屋久居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市栗真町屋町字中浜 1262 番 2 地先内	旧	16.4~18.7	15.0
	新	18.7~48.8	15.0

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八知下多気一志線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市一志町波瀬字須氏 7737 番 1 地先から 津市一志町波瀬字寺谷 7732 番 2 地先まで	旧	4.1~12.9	126.0
	新	9.6~25.0	126.0

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町野添字中垣戸 239 番 3 地先から 度会郡大紀町野添字中垣戸 148 番 4 地先まで	旧	6.3~8.3	143.5
	新	11.8~15.4	143.5

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 横輪南勢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市横輪町字中山 135 番 1 地先から 伊勢市横輪町字中山 161 番 2 地先まで	旧	4.4~6.8	111.5
	新	6.8~27.2	111.5

三重県告示第 278 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 3 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 上浜高茶屋久居線	津市栗真町屋町字中浜 1262 番 2 地先内	令和 3 年 4 月 23 日
県道 伊勢大宮線	度会郡大紀町野添字中垣戸 239 番 3 地先から 度会郡大紀町野添字中垣戸 147 番 1 地先まで	令和 3 年 4 月 30 日
県道 伊勢大宮線	度会郡大紀町打見字相原 853 番 1 地先から 度会郡大紀町打見字相原 759 番 2 地先まで	令和 3 年 4 月 23 日
県道 南島大宮大台線	度会郡大紀町打見字相原 759 番 1 地先から 度会郡大紀町打見字相原 731 番 9 地先まで	令和 3 年 4 月 23 日
県道 中津浜浦五ヶ所浦線	度会郡南伊勢町船越字大浦 2994 番 2 地先から 度会郡南伊勢町船越字大浦 3001 番 12 地先まで	令和 3 年 4 月 23 日
県道 種生奥鹿野線	伊賀市老川字西谷 310 番 1 地先から 伊賀市老川字西谷 313 番 2 地先まで	令和 3 年 4 月 28 日

三重県告示第 279 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県立相可高等学校の花の苗に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 3 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 委託先
三重県多気郡多気町丹生 4894 番地
株式会社 川原製茶
- 2 委託期間
令和 3 年 5 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

公安委 告 示

三重県公安委員会告示第 42 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり実施しますので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」といいます。）第 2 条の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 23 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

- 1 実施する講習
 - (1) 法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教

育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」といいます。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」といいます。）

(2) 講習規則第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」といいます。）

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	講習時間	受講定員
法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和 3 年 12 月 13 日（月）から同月 23 日（木）までのうち、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる休日及び火曜日（以下「休日等」といいます。）を除く 7 日間	午前 9 時から午後 5 時まで（追加取得講習の初日は午後 1 時から）	計 40 人
	追加取得講習	令和 3 年 12 月 17 日（金）から同月 23 日（木）までの休日等を除く 4 日間		
法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和 3 年 6 月 14 日（月）から同月 23 日（水）までのうち休日等を除く 6 日間	午前 9 時から午後 5 時まで（追加取得講習の初日は午後 1 時から）	計 40 人
	追加取得講習	令和 3 年 6 月 18 日（金）から同月 23 日（水）までのうち休日等を除く 3 日間		
法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和 3 年 12 月 13 日（月）から同月 17 日（金）まで、同月 24 日（金）及び同月 27 日（月）のうち休日等を除く 6 日間	午前 9 時から午後 5 時まで	計 15 人
	追加取得講習	令和 3 年 12 月 24 日（金）及び同月 27 日（月）の 2 日間		

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込時において、次のいずれかに該当する者としてします。

ア 最近 5 年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」といいます。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」といいます。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」といいます。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限ります。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限ります。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講対象者は、受講申込時において、当該警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)アからオまでのいずれかに該当するものとしてします。

4 受講申込手続等

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各 1 通提出してください。

ア 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真（申込書提出の日 6 か月以内に

撮影した無帽、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもの) を貼付したもの)

イ 3 の受講対象者に該当することを疎明する書面

(ア) 3(1)アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」といいます。)及び履歴書

(イ) 3(1)イに該当する者

3(1)イに掲げる合格証明書の写し

(ウ) 3(1)ウに該当する者

3(1)ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3(1)エに該当する者

3(1)エに掲げる 1 級の検定に係る合格証の写し

(オ) 3(1)オに該当する者

3(1)オに掲げる 2 級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(カ) 3(2)に該当する者

現に交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し及び(ア)から(オ)までのいずれかの書面

(2) 受講申込書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課(大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。)

(3) 受講申込書の受付期間

警備業務の区分	受付期間
施設警備業務	令和3年11月9日(火)から同月12日(金)までの午前8時30分から午後5時まで
雑踏・交通誘導警備業務	令和3年5月11日(火)から同月14日(金)までの午前8時30分から午後5時まで
身辺警備業務	令和3年11月9日(火)から同月12日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受講申込書の受付場所

三重県内の警察署生活安全課(郵送及び電話による受付は行っておりません。)

5 講習手数料

警備業務の区分	講習の区分	講習手数料
施設警備業務	新規取得講習	47,000 円
	追加取得講習	23,000 円
雑踏・交通誘導警備業務	新規取得講習	38,000 円
	追加取得講習	14,000 円
身辺警備業務	新規取得講習	34,000 円
	追加取得講習	10,000 円

講習手数料は、受講申込書の提出時に三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の講習手数料は、還付しません。

6 講習初日の受付時間

(1) 新規取得講習

午前8時45分から午前9時までとします。

(2) 追加取得講習

施設警備業務及び雑踏・交通誘導警備業務は午後0時45分から午後1時まで、身辺警備業務は午前8時45分から午前9時までとします。

7 講習業務の委託

講習は、三重県津市島崎町275番地所在の一般社団法人三重県警備業協会に委託して実施します。

8 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。

(2) 受講時に、筆記用具を持参してください。

- (3) 実施場所ではマスクを着用してください。
- (4) 実施場所の受付で検温を行い、体温が 37 度 5 分以上の場合は受講を断ります。この場合でも既納の申請手数料は、還付しません。
- (5) 不明な点があれば、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3029）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 3 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
渡邊 昌行	度会郡玉城町	度会郡玉城町玉川荒蒔 10 ほか 6 筆
水谷 元洋	伊勢市	度会郡玉城町玉川荒蒔 9 ほか 1 筆
株式会社 小林農産	多気郡明和町	度会郡玉城町坂本浦栃本 962

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 3 年 4 月 23 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 3 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

七取土地改良区（桑名市多度町多度一丁目 1 番地 1）

退任理事

桑名市多度町香取 362 番地 1

伊 藤 兵 衛

〃 〃 福永 294 番地 8

服 部 良 治

就任理事

桑名市多度町香取 837 番地 6

笥 泰 仁

〃 〃 福永 1630 番地

江 上 浩 司

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 3 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

中野西土地改良区（四日市市中野町 636 番地の 2）

退任監事

四日市市中野町 1785 番地 2

山 川 豊 茂

〃 〃 1803 番地 2

山 川 富 士 夫

就任監事

四日市市中野町 1785 番地 2

山 川 豊 茂

〃 〃 1803 番地 2

山 川 富 士 夫

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、七取土地改良区（桑名市多度町多度一丁目 1 番地 1）の定款の変更を認可しました。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、保々新田土地改良区（三重県四日市市中野町1570番地13）の定款の変更を認可しました。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仰石橋土地改良区（津市一志町大仰369番地1）の定款の変更を認可しました。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、一志南部用水土地改良区（松阪市小阿坂3315番地）の定款の変更を認可しました。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宮川用水土地改良区（伊勢市河崎1丁目11番8号）の定款の変更を認可しました。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が令和3年3月24日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
基本測量（航空重力測量）
- 2 作業地域
三重県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年4月12日から同年5月10日まで
- 3 作業地域
津市大里窪田

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間

令和3年4月14日から同年6月22日まで

- 3 作業地域
三重県熊野市神川町
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、中日本高速道路株式会社名古屋支社長から通知がありました。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和3年2月23日から令和4年4月18日まで
- 3 作業地域
三重県内の伊勢湾岸自動車道、新名神高速道路、東名阪自動車道、伊勢自動車道、紀勢自動車道及び東海環状自動車道の各沿線
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年3月23日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量（水準測量）
- 2 作業地域
桑名市及び桑名郡木曾岬町
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年3月26日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局河川部水災害予報センター長から通知がありました。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測深及び航空レーザ測量）
- 2 作業地域
津市の一部、四日市市の一部、伊勢市の一部、松阪市の一部、名張市の一部、亀山市の一部、伊賀市の一部、多気郡多気町の一部、同郡大台町の一部、度会郡玉城町の一部、同郡度会町の一部及び同郡大紀町の一部
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年3月23日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域
桑名市長島町及び桑名郡木曾岬町
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和3年 4月7日	桑名郡木曾岬町大字源緑輪中 908-1	桑名郡木曾岬町大字源緑輪中 910 伊藤 仁志
令和3年 4月12日	三重郡川越町大字豊田一色字藤島 218-2 ほか1筆	三重郡川越町大字南福崎 47-1 片山 ミサオ
令和3年 4月13日	名張市南町 500-1 ほか8筆	名張市桔梗が丘西3番町1街区 29 株式会社ユウキホーム 代表取締役 森 孝司

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年4月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

- (1) 案件名
漁業取締船「伊勢」中間検査及び同検査に伴う修繕
- (2) 案件の特質等
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和4年3月18日（金）までとします。
- (4) 履行場所
落札事業者（契約者）の造船所等

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年5月13日（木）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補

者にあつては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 向谷
電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部水産資源管理課資源管理班 担当 宮口
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から令和3年6月3日(木)まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
令和3年5月27日(木)17時までに通知します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年6月3日(木)15時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和3年6月3日(木)15時
なお、入札書は令和3年5月27日(木)から令和3年6月3日(木)15時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班
案件名 漁業取締船「伊勢」中間検査及び同検査に伴う修繕
 - (7) 開札の日時及び場所
日時 令和3年6月3日(木)15時15分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農林水産財務課経理班
 - (8) 入札方法等に関する事項
ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。
イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Repairs of the fisheries inspection vessel “Ise”(an intermediate inspection)

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, June 3, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, May 27, 2021 and 3:00 P.M. on Thursday, June 3, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Thursday, June 3, 2021.

(4) Managing Authority :

Fishery Resources Management Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2582

お 知 ら せ

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 4 第 2 項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 12 条の 3 第 2 項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定しました。

令和 3 年 4 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 主催者の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 住所 東京都江東区有明 3 丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビルB棟 9 階
- (3) 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
 名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所
 所在地 愛知県名古屋市中区上前津 2-10-28 美容あいち会館 1F
 電 話 052-684-5657

2 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の実施計画

(1) 講習期間及び日程

講習期間 令和 3 年 8 月 23 日（月）から同年 9 月 6 日（月）まで

講習日程

講 習 日		9:30～12:30	13:30～16:30
第 1 日	令和 3 年 8 月 23 日（月）	公衆衛生及び衛生管理	公衆衛生
第 2 日	令和 3 年 8 月 30 日（月）	衛生管理	衛生管理
第 3 日	令和 3 年 9 月 6 日（月）	衛生管理	衛生管理

(2) 講習会場の名称及び所在地

講習会場 三重県勤労者福祉会館
 所 在 地 津市栄町 1 丁目 891 番地
 電 話 059-225-2800

(3) 講習予定人員

管理理容師資格認定講習 10 名
 管理美容師資格認定講習 80 名

(4) 受講料

1 人 16,000 円

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
